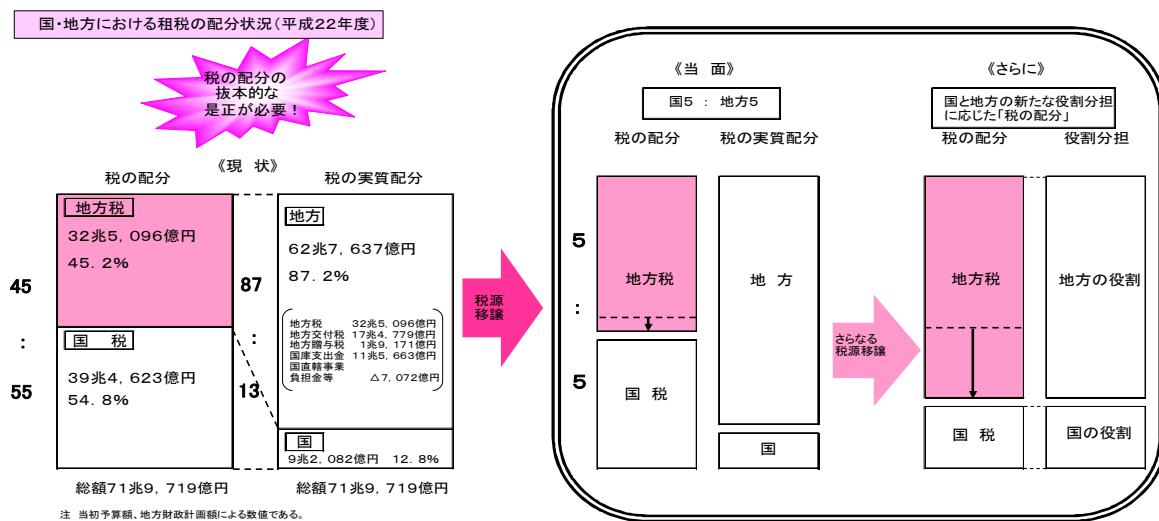


⑤大都市税財政制度の確立への取組

- 現行の市町村税制をはじめとする税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。
- 住民に身近な行政について、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うためには、国と地方、都道府県と市町村の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るとともに、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが必要です。

●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

地域主権の実現に向け、国と地方の新たな役割分担を明確にしたうえで、その役割に応じた地方税財源の充実確保を図るために、複数の基幹税からのさらなる税源移譲を進め、地方税中心の歳入体系が構築されるよう、国等に引き続き強く求めていきます。



○国・地方間の税の配分が55:45、実質配分が1:9に

平成22年度予算においては、世界的な景気後退を受け、特に法人税収が大幅に減少したことにより国税と地方税の差が縮まり、一方で、国の果たすべき役割である生活保護や子ども手当・高校の実質無償化等の新たな施策の実施による国庫支出金の増加により地方の実質配分が増加した形となっています。

今後、国と地方の役割分担について、費用負担も含め抜本的に見直すとともに、新たな役割に応じた地方税財政制度の確立が必要です。

●大都市特例税制の確立に向けた取組

指定都市が道府県に代わって行っている事務の所要額について、税制上の措置が不十分であり、また、新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業の財源について税制上の措置が必要なことから、道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めていきます。